

千代田区立九段中等教育学校入学等あり方検討会設置要綱

令和 5 年 3 月 1 日 4 千子学務発第 752 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、千代田区立九段中等教育学校における入学及び就学に関する要件等について、より時勢に適合したものとなるよう、多角的かつ建設的に議論し、及び検討する組織を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 前条の組織として、千代田区立九段中等教育学校入学等あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項等)

第 3 条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 男女別定員枠、推薦枠その他の入学及び就学に関する要件等に関する事項
- (2) その他検討会が必要と認める事項

2 検討会は、前項の規定により検討した結果を千代田区教育委員会に報告するものとする。

(構成)

第 4 条 検討会は、次に掲げる者のうちから、千代田区教育委員会教育長が委嘱又は任命する 10 人以内の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育担当部長
- (3) 区立小学校、中学校及び中等教育学校校長
- (4) 学務課長
- (5) 指導課長

(委員長及び副委員長)

第 5 条 検討会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、教育担当部長をもって充て、検討会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(任期)

第 7 条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から一年間とする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、子ども部学務課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。